

令和3年8月23日

茨城労働局長
下角 圭司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、令和3年8月5日付け茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する茨城県労働組合総連合 議長白石 勝巳、いばらきコープ労働組合 中央執行委員長小野瀬 範久、茨城県医療労働組合連合会 執行委員長後藤 朋子、全労連・全国一般労働組合茨城地方本部 執行委員長見代 昌巳、全日本年金者組合茨城県本部 委員長森田 秀人、全日本建設交通一般労働組合茨城県本部 執行委員長鈴木 貴之からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。